

通勤用バスの購入助成金

障害によって通勤が容易ではない支給対象の従業員のために、障害特性に応じた通勤用バスを購入もしくは購入しなければならない事業主を支援する助成金です。

支援を受けるためには認定申請書と事業計画を提出する必要があり、通勤用バスの事前購入は原則認められていません。

ただし認定申請書とあわせて事前着手申出書を提出した場合は、助成金の認定前に通勤用バスを購入することができます。

支給額は、以下の通りです。

(2) 助成率、支給限度額等

イ 助成金の支給額は、上記(1)で算定される支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額(1円未満切捨て)、または次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支給限度額
3 / 4	1台 700万円

ロ 支給対象費用に充てるため、助成金に合わせて国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人から補助金等の支給を受ける場合の支給額は、支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に、助成率を乗じて得た額または上記イの支給限度額のいずれか低い額です。

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」